

議案第 8 2 号

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 1 3 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

墨田区立公園条例（昭和 4 0 年墨田区条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 3 号中「とめて」を「止めて」に改める。

第 1 8 条ただし書中「ことがある」を「ことができる」に改める。

第 2 1 条第 1 項中「取消しの」を「取消しが」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第 2 項中「区長において」を「区長が」に改める。

別表第 6 庭球場の項中「9 5 0 円」を「1 , 0 4 0 円」に、「1 , 0 5 0 円」を「1 , 1 5 0 円」に改め、同表弓道場の項中「1 , 8 0 0 円」を「1 , 9 8 0 円」に、「2 , 2 0 0 円」を「2 , 4 2 0 円」に、「3 , 9 0 0 円」を「4 , 2 9 0 円」に、「6 , 1 0 0 円」を「6 , 7 1 0 円」に、「3 0 0 円」を「3 3 0 円」に改め、同表野球場の項中「1 , 9 0 0 円」を「2 , 0 9 0 円」に、「2 , 1 0 0 円」を「2 , 3 1 0 円」に改め、同表競技場の項中「3 , 4 0 0 円」を「3 , 7 4 0 円」に改め、同表球技場の項中「9 5 0 円」を「1 , 0 4 0 円」に、「1 , 0 5 0 円」を「1 , 1 5 0 円」に改め、同表旧宅の項中「1 , 0 0 0 円」を「1 , 1 0 0 円」に改め、同表付記に次のように加える。

- 6 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が付記 2 のナイター設備並びに付記 4 の付属設備及び器具以外の施設を使用する場合の使用料の額は、この表（弓道場の貸切りでない場合、魚釣り場及び自動車駐車場に係る部分を除く。）に定める額に当該額の 5 割相当額を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、  
なお従前の例による。

( 提案理由 )

受益者負担の適正化を図るため、使用料の上限額を改定するとともに、新たに区民  
外料金を設ける必要がある。